

適性診断開始のご案内

当協会では国土交通省の認定（認定番号国自安第19号）を受けて、令和2年4月から適性診断を実施することになりました。

貨物自動車運送事業者等は事業用自動車の運転者〔初任者・高齢者・事故惹起者〕に対して国土交通大臣が認定する適性診断の受診させる義務があります。

診断の方法及び内容は、性格・安全運転態度・危険感受性・処置判断・重複作業反応・速度見越反応・視覚機能の各テストを行い、その結果に基づいて、事故防止のための運転行動と安全運転のための留意点について、カウンセラーが助言・指導を行います。

種別	診断の対象者及び診断内容	所要時間
初任診断	<p>運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者は、初任運転者のための適性診断を当該貨物自動車運送事業者において、はじめてトラックに乗務する前に受診させなければなりません。ただし、やむをえない事情がある場合には、乗務を開始した後1ヵ月以内に受診させなければなりません。</p> <p>診断の結果を基にプロドライバーとしての自覚、事故防止のための留意点等について、カウンセラーが助言・指導を行います。</p>	約2時間
適齢診断	<p>65歳以上の高齢運転者は、高齢運転者のための適性診断を65歳に達した日以後1年以内に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させなければなりません。</p> <p>診断結果を基に加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識してもらい、事故防止のための身体機能の変化に応じた運転行動について、カウンセラーが助言・指導を行います。</p>	約2時間
一般診断	<p>電算処理システムによりドライバーの性格、運転態度、認知・処理機能、視覚機能などについて、心理及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立つアドバイスを記載した適性診断票を発行します。</p> <p>加齢や生活環境の影響を受けて、運転に対する考え方や反応は変化します。安全運転を継続していくうえで、少なくとも3年以内の周期でこの診断を受診し、その変化を把握していくことをおすすめします。</p>	約1時間半
特定診断Ⅰ	<p>死者または重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷事故を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある者が対象となり、乗務する前に受診させなければなりません。ただし、やむをえない事情がある場合には、乗務を開始した後1ヵ月以内に受診させなければなりません。</p> <p>カウンセラーが、交通事故を引き起こすに至った状況等について聞き取りを行い、運転経歴等を参考に、交通事故の再発防止に必要な運転行動等についてカウンセリング手法を用いた指導及び助言を行います。</p>	約2時間

※診断装置（ナスバネット）が一台のみのため、初任診断、適齢診断を優先させていただきます。

※お申し込みは電話連絡（027-261-0244 業務部 篠原）の上、空き時間等を確認した後、別紙の適性診断申込書兼確認書にてお願いします。